

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第17号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年香川県規則第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(認定申請手数料及び変更認定申請手数料)</p> <p>第10条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部576の2の項に規定する規則で定める場合は、<u>次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該認定申請に係る別表第1の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額</u></p> <p><u>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（経済産業省令・国土交通省令第1号）第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額</u></p> <p>2 略</p> <p>(1) 変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表第1の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額</p> <p><u>(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準に適合するかどうかの審査を受ける場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該変更認定申請に係る別表第2の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額</u></p>	<p>(認定申請手数料及び変更認定申請手数料)</p> <p>第10条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第2表 手数料の部576の2の項に規定する規則で定める場合は、<u>認定申請に係る適合証の交付を受けている場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該認定申請に係る別表の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額とする。</u></p> <p>2 香川県使用料、手数料条例別表第1第2表 手数料の部576の3の項に規定する規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する規則で定める額は、当該各号の場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 変更認定申請に係る適合証の交付を受けている場合 当該変更認定申請に係る別表の区分欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、同表の金額欄に定める額を合算した額</p>

(3) 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合（前2号に掲げる場合を除く。）当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部 576の2の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額を合算した額

別表第1（第10条関係）

略

別表第2（第10条関係）

	区 分	金 額
住戸	住戸の数が1戸のもの	39,000円
	住戸の数が2以上5以下のもの	77,000円
	住戸の数が6以上10以下のもの	107,000円
	住戸の数が11以上25以下のもの	151,000円
	住戸の数が26以上50以下のもの	215,000円
	住戸の数が51以上100以下のもの	308,000円
	住戸の数が101以上200以下のもの	416,000円
	住戸の数が201以上300以下のもの	545,000円
	住戸の数が301以上のもの	641,000円
住宅の共用部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	121,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	198,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	307,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	394,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	47万円
	床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	548,000円
住宅以外の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	97,000円

(2) 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の一部について変更認定申請をしようとする場合（前号に掲げる場合を除く。）当該変更認定申請に係る香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部 576の2の項の金額欄に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該金額欄に定める額を合算した額

別表（第10条関係）

略

床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの	161,000円
床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの	259,000円
床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの	338,000円
床面積の合計が1万平方メートルを超え25,000平方メートル以下のもの	404,000円
床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの	475,000円

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。